

令和3年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第3回 定例会（第2号）

招集年月日	令和3年 9月 2日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年 9月 6日 午前 9時30分				
		議 長 福 島 教 次 郎				
	散 会	令和3年 9月 6日 午前10時34分				
		議 長 福 島 教 次 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (7)	福 島 教 次 郎	○	5	中 原 保 彦	○
	副議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	1	西 原 慎 治	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	箕 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○

会議録署名 員	8 番	藤 原 修 治	9 番	山 本 幹 雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	山 根 啓 史
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	永 妻 孝 司
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	添 谷 正 夫
	美郷暮らし推進課長	旭 林 修 範	教育課長	漆 谷 千 鳥
	会計課長	井 上 陽 生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会議に付した事件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 3 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程
(第 2 号)

令和 3 年 9 月 6 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	報告事項に対する質疑 報告第 4 号 令和 2 年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 5 号 一般財団法人美郷町開発公社の経営状況について 報告第 6 号 株式会社グリーンロードだいわの経営状況について 報告第 7 号 一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について
3	議案質疑 【条例案】 議案第 5 5 号 美郷町私債権管理条例の制定について 【予算案】 議案第 5 6 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算 (第 4 号) 議案第 5 7 号 令和 3 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 5 8 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 5 9 号 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 【一般事件案】 議案第 6 0 号 令和 2 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて 議案第 6 1 号 邑智郡総合事務組合規約の変更について
4	議案の委員会付託

(開会 午前9時30分)

●福島議長

おはようございます全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、報告事項に対する質疑を行います。

初めに、報告第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、報告第4号の質疑を終わります。

次に報告第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

販売用としてですね、800何万か、上がっております。それで最後のページにですね、44ページ、令和3年度からの事業について、令和3年度からの当面の事業は亀村分譲地の管理を行っていくと、こういうふうに書いてあります。亀が2件別府で1件、それで800何万という簿価であったやに思いますけど、この中で別府が抜けておるわけでありまして、4月以降売れた訳ですか。それともこの辺の経緯をお聞かせください。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり、この4月以降に別府の方の宅地につきましては、売買の方が契約を成立いたしました。以上でございます。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

それは結構なことですね。20数年間、あの団地は分かりませんが、亀についてはですね、平成12年に整備し、整備後23年間が経過したということでもあります。完全に塩漬け状態になってるわけでありまして、簿価が表示されて販売価格も表示されてます。かなりの金額が上乘せされておるわけでありまして、これをもっと下げてですね、買い求めやすい値段で売り出すことができないのか。今まで買った人のことを考慮すると、なかなかそ

れもできないんじゃないかとは思いますが、その辺のところの考え方と、それから周知方法、検討するとともに別の活用方法についても模索するとあります。これ周知は、どこを見れば、この団地が2団地ありますよということが確認できるんですか。それと、具体的別の活用方法、具体的プランがあるんでしょうか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問にお答えいたします。まず整備をされた土地の価格ということでございますが、現時点では価格を下げるということは考えてはおりません。中々やはり以前買われた方々もいらっしゃいますので、そことの均衡があるかとは思いますが。まずそれから周知方向でございますが、周知の方は、対外的にPRはしていないというところがございますので、これからしっかりと町内、それから町外に向けてPRの方していきたいというふうに考えております。この方法については、色々な様々な例えばホームページであったりとか、SNSですとか、そういったもので発信ができればというふうには考えております。それから、具体の活用方法、今後の活用方法というところで、具体的なものがあるかというご質問でございますが、現時点で確定したものはないというところでございます。例えばというところでお話をさしていただきますと、例えば、今、町内の方の若い方の住まいを確保していくというふうな流れがございますので、例えばですが、民間の賃貸住宅の用地、といったことも1つの検討案ではないかというふうに考えております。

●福島議長

8番、藤原議員。

●藤原議員

周知方法、今までそんなにしてなかったと。だから23年間経ったちゃったと。こういうことだと思いますんで、しっかりですね、周知をしていただきたいと思います。それから、23年間も塩漬けということはですね、これちょっと、いかがなものかだと思いますんで、ぜひとも適正なる対応をお願いしたいと思います。以上です。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番です。私、この企業会計にちょっと慣れないものでですね、質問というよりは、教えていただくということだと思うんですが、開発公社については、今年の3月末で20数名の方がお辞めになってるんですが、その退職金等はここには出てこないということでよろしいんでしょうか。それは、どういう形に扱いとしてはなるのか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問にお答えいたします。退職金でございますが、これは組合の方に加入を別途加入をしておりましたので、そこからの退職金の支給という形で、今回の会計上には上がっていないという状況でございます。

●福島議長

他にございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、報告第5号の質疑を終わります。

次に報告第6号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

このグリーンロード大和についてはですね、15ページ一番最後にありますけど、解散ということを決定されたようであります。それで、資産的なものを見るとですね、約1600万ばかり残っておりまして、これを株主さん何名ですか。それで、分配ということになるかと思えます。それで、町の方はですね、50数パーセント持っておられます。ということですね、1株辺りが6万4300円ですか。いうふうな評価になっております。町の方が128個持っておられますんで、800万近い金ですね、ここに出てくる訳です。このお金についてですね、どういう使い方をするか。基金を作って、どうのこうのとか、色んなプランがあろうかと思えますけど、この820万ばかり出てくるお金について、どのように現在お考えでしょうか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ご質問でございます。128株ほどございます。800万円前後という清算見込みでございますが、これにつきましては、現時点では、まだどのように使っていくかということとは決定をしておりません。今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

これはいつの段階で確定して、いつの段階で町の会計の方へ上がってくるものなんだし

ようか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

現在、清算の手続の方を進めさせていただいております。色々と手続き上は、手続きがございすけども、今現在の見込みでいうと、この前ご報告しましたとおり、年内のところで清算終了の登記まで終了をさせていただくということでございます。分配につきましても、もうしばらくすると、その手続きができようかというふうに思いますので、現在のところには、収入として上がってくるというふうに見込んでおります。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので報告第6号の質疑を終わります。

次に、報告第7号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

ファームサポートの決算のことについて、少しお伺いしたいと思いますけど、減価償却が上がっております。確めますと、78万3000円ばかりになるわけでありすけど、前年度のですね、固定資産の関係でいくと722万だったものが、今年度655万になっております。ということは、47万ばかりが減価算入されたということでありす。これ見ますとですね、退職給与引当金、引当金計上がされてますけど、減価償却引当金は計上されておられませんので、直接法によって直接、その簿価を下げて原価算入してくという方法でやっておられるということが推察できるわけでありすけれども、昨年固定資産合計722万から、今年の残の655万を引くと47万2000円ばかりになるわけでありすけど、そこにはですね、減価償却78万3000円との差額がですね、31万ばかりあります。これたぶん、創立開業費、これも償却をして減価償却の中に入れておるんだと思いますけど、その辺のところのこの差額ですね。意味合いといいますか、何と何と何を足し込んだから、この金額になるんだよと。年度途中で、機械器具を購入された。その償却も入ってますよとか、色んなパターンがあろうかと思いますが、その辺のところの説明をお願いします。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

減価償却費のことの詳しいことについては、手持ち資料を、すいません。持っております

んで、今すぐにお答えができませんので、改めて資料を示してお答えをさせていただければと思います。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

了解しました。創立開業費ですね、たぶん初年度は、12分の12分ではなくて、年度途中で12分の何か月間かの償却だったと思いますけど、これ何年償却で設定されとるんかというようなことと、それから、たぶん年度途中で、これ機械器具入れておられると思うんですよ。その償却が入るから、こういった金額になろうかと思いますんで、その辺のところの調査もよろしくお願ひしたいと思います。報告お願いします。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

15ページから事業方針、新しい年度の実業方針ということになっておりまして、この事業計画を見ますと中心は、非営利事業ということで、放棄された農地ですね。耕作もできなくなった農地を活用して、色んなものを栽培していくということにかなり事業の重点があるように伺えます。それで一番最後のところにですね、その他受託ということで、畝立て、堆肥散布、ハンマーナイフ等々、この今困っている農家を援助するというのはここに該当するんだろと思うんですけども、この事業がその他事業みたいになってるんですけども、確かこのファームサポートですね、立ち上げる時には、こういう困ってる農家を援助するといひますか、そこの事業をかなり趣を置いた目的になってると私は読んでるんですね。それで、実際、私も随分ファームサポートに助けてもらってですね、田んぼの平地の部分の草刈り何かとても私の手に負えない時があつて、2年続けてハンマーナイフを入れてもらってですね、大変助かったんですが、こういう今やっていると、しかし高齢化だとか、色んな理由でですね、自力ではなかなか解決できないというような問題に対する事業を力を入れるという方針にはならないものでしょうかね。もう少しそういう面での力点を置くというか。そういうことではないんでしょうか。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

ファームサポートの方の事業につきましては、非営利事業と営利事業という区分けをしております。その中で、営利事業、受託関係の事業について少し重みが無いといひますか、軽いというふうなご質問であつたかと思ひます。ファームサポートの方、耕作放棄地対策、耕作放棄地を抑制していくというところで、スタートをしております。その中の事業として

非営利、営利事業を行っておりますけれども、担い手のいない地域ですね、広域的な受託と
いいですか、作業といいですか、利用権設定をさせていただいて、放棄地を抑制していく
というところがまず大きな目的としております。個別に一農家さんのところへですね、行って
作業するというのも1つの事業でございますけれども、今の人員といいですか、ではですね、
十分に対応し切れないという現状がございます。ですので、まずは、今現状で広域的な作業
を進めるというところが現状ということになっております。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

外国人の方ですね、力も借りて、そういう事業というお話があったと思うんですが、今
こういう事情の中でそういうこともままらないということなんではないかと思うんですが、
やはり耕作放棄地になる前の対策ですね、これは私は非常に大事だと思っていて、耕作放棄
地になったところに野菜を育てたりして活かしていくというのも、これはこれで大事な
んですけども、今まで営々と耕してきたと。しかしそれがなかなか手が回らない。こうなっ
てきてる。そこに支援の手を差し伸べるということがですね、ファームサポートにそういう役
割を期待している農家は、かなり多いんじゃないかと思うんですけども、やっぱり人員の体
制でなかなか難しいというふうに現状では理解していいんでしょうか。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

外国人技能実習生につきましても、今なかなか入国ができない状況でございます。2名の
方を受け入れするということで準備を進めておりますけれども、なかなか外国人技能実習生
来られても、すぐに即戦力として作業していただけるということは、難しいだろうなとい
うふうに思ってます。あくまで技能実習生ということで、技能をこちらもいろいろと教えてい
くということがございますので、なかなかそれですぐにそういった耕作放棄地対策の人員
としてすぐに活躍ができるというところはないと思いますけれども、将来的にはそうした方
の力を借りてですね、どのように作業、先ほど言われたように、耕作放棄地になる前の方へ
の対策というところもですね、どのようにしていけるかというところは、ファームの方でも、
また理事会の方と検討させていただければと思います。

●福島議長

副町長。

●岸本副町長

ちょっと補足をさせていただきます。耕作放棄地がいつかというこの設定の考え方もあ
ろうかと思います。今、行っておりますのは、特に君谷地域等耕作放棄地が多くございま
したので、そこをきれいに農地保全いうところで、今やらさせていただいております。それで、
作物もですね、限られた面積しか人員の関係もございまして、ここで非営利で蕎麦といろい

ろやってますけども限られた面積しかできておりません。あと蕎麦等撒いてですね、保全する。それから全然、排水が悪いところとかですね、色んな農地はございます。それぞれ。そういう場合は自己保全という形で草刈り等して農地を守っていくというのが、今実施しております。それから、耕作放棄地前という議員のお言葉もございましたけども、そういうのも要するに、今年までは作とったけども、来年からなかなか耕作ができんと。そういうのも引き継いでやっております。それはもう、継続して農地を守っているというのは現状でございますので、それと先ほどありました農家支援というところ、それで今できる範囲の中で、農化支援を、どういいますか、単価表もすべて決めてですね、お示しをしながら、いろんな要望等も受けております。その時点で、人員の先ほどの話もありましたけども、人員の関係等もございまして、出来ること、出来ん事もございます。確かにございます。ですが、なるべくその辺は受託をするような形を今とっております。それから大和地域につきましては、受託作業をしっかりやっておりますし、育苗等もやっております。ので、農地保全的には、かなりそのこのファームサポート自体がやとる面積というのは、もう来年も今年も、もう20ヘクぐらいなろうかと思います。来年もまた今そういう、今年は作とったけども、来年、何とかお願いするという土地も出てきておりますので、その辺を保全をしてまいりたいと思っております。以上です。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原議員

ファームサポートさん大変活躍していただいております、私地元沢谷診療所周りあんだけ荒れとったものをですね、また、農地として復活しつつあるということで、大変喜んでおります。発足して、かなり年数も経ちます。機械器具ですね、町の方から大変な機械器具を貸与されております。また、耐用年数に来ていない、故障も起きてないかと思えますけれど、そこにトラブルが起きた時にですね、とても今のファームサポートの体力では替えることもできない訳でありまして、ましてや、それに対する講師に対する内部留保もしてないと思います。町としてですね、トラブルが出た、使えない状態になったという時に、更新についてですね、どのようなお考えをお持ちでしょうか。それと経営的にですね、料金設定とか、あるいは中山間直払いの補助金とかいろんな助成金が入って、現在まで保たれてるところありますんで、ぜひともですね、町のほうで、この組織を存続さす上においてもですね、その辺ところを考えていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

●福島議長

副町長。

●岸本副町長

ありがとうございます。確かに、今、4年ぐらいですか。それで、耐用年数まで来ておりません。それから機械は、今職員の中で、大変綺麗にですね、洗ったら綺麗にするというところで、なるべく貸与年数以上、使おうというところで、今努力をさせていただいております。

す。その中で、やはり修繕とかですね、あるいは更新というところで、またなろうかと思えます。その辺につきましては、やはり重要な位置づけでございますので、しっかり検討させていただきたいと思っております。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

4 番、日高議員。

●日高議員

8 番議員さんと全くちょっと同じような考えなんですが、私たちも営農法人、こういったものをやっとなんですが、なかなか今後ですね、高齢化等々または、その中に参加する方が少ないということで、いわゆる将来的にみると放棄をせざるを得ないというところが多く出てくるんじゃないかと思えます。そういった意味では、ファームサポートが、本当、今後につきまして、大変に活動してもらわなければ困るというふうなことになるんじゃないかと、そういった意味で、大変大切にせにゃあいけん組織と思うんですが、この 4 ページのところをやっぱり、そうした中で、基盤整備とかですね、こういったものが必要である。そりゃあ当然今の中間管理機構等々使っておられるんで、耕作放棄地改善事業とかそういった補助金のええのをですね、やれると思うんですが、町としてですね、何か支援とか、そういったことを考えておられるかどうか一つお願いします。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

基盤整備、例えばファームサポートなりへの基盤整備等の補助といいますか、そういったところは、今のところは町の方では考えはございません。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、報告第 7 号の質疑を終わります。

以上で報告事項に対する質疑を終わります。

日程第 3、議案質疑を行います。

これより議案第 55 号から議案第 61 号までの議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第 55 号について質疑を許します。質疑はありますか。

●福島議長

9 番、山本議員。

●山本議員

1 点だけお願いします。5 ページの下に債権放棄 14 条ありますが、これには金額の限

度額とかなんとかいうのは、設けることは、必要ないんでしょうか。ないようでしたら理由とか、その辺り、金額が設定がしていないというのは、理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

ただ今の山本議員のご質問ですけれども、債権放棄の場合の金額の限度額の設定ということですけど、現在のところ限度額というのは特に設定はしておりません。そうですね、理由、それまでのところで、債権管理のところ継続的に納付交渉というのを続けていく形になりますけれども、その資力の状況ですとか、その方の経済状況等のあたりを鑑みての判断になろうかと思いますが、特に現在のところでは限度額というのは設けるということは考えておりませんです。以上です。

●福島議長

6番、原議員。

●原議員

この条例ですね、私も職員時代に税に関わった関係でですね、担当する職員さんのですね、負担を考えると厳しい条例になってくるんじゃないかなというふうには、思っております。でですね、しかし条例はできた以上は、きちっと強制執行もやっていかなくちゃいけない。そして、当然放棄も出てきますけれども、そういったこの条例に沿った形で、仕事をしていかなくてもならないということになってくると思います。そういった中でですね、1点ほど先ほどの14条の放棄のところですね、5号、6ページになりますか。ここですね、ここの条項でございますが、これ相当な期間というふうな書き方がしてありますけれども、これは、何をもって相当の機関にするのか。ということが1つと、時効を待たずにして、まあ今色んな条件があればできるんでしょうけれども、放棄するというのが、ここで、そのことが謳ってあるのか。その辺はいかがでしょうか。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

相当な期間ですね、通常、債権の請求差し上げてから、例えば税の徴収などですと、相当な期間において納付がない場合というのは、およそ6カ月というのを基準にするところがございますけれども、期間としては、そういった6カ月程度のことを見込んでおります。それから、債権放棄に判断をしていくところというところですけども、単純に時効が消滅するということではなくてですね、その方の生活状況ですとか、会社、法人さんの状況、例えば事業を休止されたりですとか、見込みが立たないような場合と、その状況のところを鑑みまして、資力状況のところを判断する形で、債権の時効を待たずして徴収の停止というような形、それから債権放棄というところを判断していく形になろうかと思っております。以上

です。

●福島議長

6番、原議員。

●原議員

免除のところで、13条ですけども、10年経過した後に、というふうなことが、無資力、またはこれに近い状態の場合にはですね、というふうなことがありますけれども、先ほど、課長の説明6カ月ということですよ。ということは、10年を待たずにして、6カ月の状況を見て放棄するといったような取り方でいいんですよ。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

大変すみません。6カ月というのは、すみません。督促等を行ってから次の段階に判断していくといった時の判定がおおよそ6カ月程度でございます。今おっしゃっておられる免除などのところにつきましては、私債権ですので、時効について法令に規定のあるものと、さまざま規定がございますが、特に規定のないものについては、やはり10年というのが1つの目安として時効としてはございます。免除に至るケースというのは、非常に判断が難しいんですけども、債権について、途中で保全を行いましたりですとか、徴収停止というところを進めていって、また徴収履行の延期といいまして、徴収の期限につきまして猶予を持たせたり、分納という形で対応していただいたりと、そういった措置をとっていく形になりますがそれでも、10年経過して、資力の状況が変わらないというような場合に、免除ということになります。この判断をするには、やはり議員おっしゃられますように、10年というのがおおよその目安ということにはなります。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

債権管理条例ということで、数年前に出されて、この度は、私債権管理条例ということで、私債権に絞った債権管理ということが打ち出されました。賦課徴収の義務あるいは適正に財産管理を図ること、これは、首長の義務でありまして、当然やっていかなければならないことではあります。その中で、先ほど5ページに債権の放棄について謳っております。破産をしたとか死亡したとかあるいは債務者に資力がないとか、また生活困窮というようなことが謳っておりますけど、最後にですね、6番目に、(6)としまして、当該債権について、消滅時効に関わる時効期間が満了した時、(当該時効期間が満了した後に債務者が当該私債権につき一部を履行した時及び債務者が時効の援用をしない特別の理由がある時を除く)となっております。これ詳しくはですね、ちょっと私なかなか、私の理解とあっているかどうか、確認の意味で、もっと砕いて詳しく優しく解説してください。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

ただ今の藤原議員のご質問ですけれども、消滅事項に係る時効期間の満了というところの例外としまして、債務者が当該私債権につき一部を履行した時というところですが、当然、時効が成立までのところで納付交渉等ねばり強く行っていただく形になりますけれども、時効期間の満了した後でも、債権放棄の手続きまでのところで一部の履行、一部の納付があった場合は、消滅時効を持つての債権放棄というのを行わないないというところとなります。債務者が時効の援用をしない理由というのは、債務者それぞれによりまして、援用の申し出をされなかった場合というところになります。以上です。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

書いてあることをそのまま言われたようなことじゃないかと思えますけど、公債権ですとですね、まあ時効が着たら、文句なしで、もう一発で不納欠損処理、これ法的にやらにやあいけんことでありまして、昨年ですね、上水について、不納欠損されて、大きく舵を切られた訳であります。そのことを受けて、今年度、私債権についても、こういった条例が出てきたやに思いますが、当然、私債権で時効が来ても、公債権については、時効の後ですね、何と悪いことしましたと言って持って来られても受け取ることは出来ない訳ですよ。これ受け取っちゃうと違法です。ところが私債権ですから、何と悪いことしました。返しますと、持って来られても、当然、これ受け取ることができる訳です。そのことを債務者が当該私債権につき一部を履行した時と、この表現な訳ですね。了解しました。それから、援用をしない特別な理由がある時を除くというふうに書いてありますが、要はですね、この私債権の時効が来た時に、例えば5年来ました。時効の本人からの援用、申し出がなくても、この(6)に基づいて不能欠損処理がするんだと、こういうことを言っておられるんですか。確認します。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

おそれいます。ただ今時効の援用の件ですけれども、例えば5年の、先ほどおっしゃられました5年の時効が来ましたということで、すべてをそこで区切って放棄をするということではなくてですね、あくまで放棄をする場合は、援用を待つという形にはなります。それから、期間だけではなくて、それまでのところで当然、こちらとしましては、徴収について努力を続けていく訳でして、先ほどおっしゃられましたように、時効を過ぎてからでも納付の申し出があった場合は、当然、私債権についてはお受けをする形になりますし、時効のみで判断をしての放棄ということではないということでございます。

●福島議長

副町長。

●岸本副町長

先ほど、藤原議員さんおっしゃいましたように、公債権につきましてはもう5年の時効で整理できるわけですが、私債権の場合は時効があっても、引き続き残ります。援用がない限り。ですから、その中で、どういいますか。実は14条に書いてありますように、破産法とかですね。債務者がもう死亡して、債権者に辿りつくことができないとか、そういうものについては、時効を待ってでも、整理をするということは考えなければならないですけども、通常、公平性からいいますと、やっぱり払う能力のある方、あるいは払える方につきましては、やっぱりそのまま残るわけですね。ですから、そこで、時効が来たからそこですべてを不納欠損処理とするということではございません。あくまでも、何らかの理由があった中で、行政側としては何らかの理由があった中で、それで整理をさしていただく。そのものについては、援用がない限りは、そのまま残っていくというような状況になろうかと思っております。以上です。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

副町長が言われましたこと、全く理解できましたけれど、そのことは、(5)までに既に謳っとる訳でありまして、6番でこのことを書く必要があるんだろうかということを、私、非常に疑問に思う訳でありますけど、当該債権が過ぎて、消滅事項に係わる期間が満了した時、この項を書く必要があるのかなあというところですけど、どのようにお考えでしょうか。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

債権放棄の条項に時効についての記載があるところでございますが、ただ今議員にもご指摘ありましたように、それまでのところで、さまざまな手を打っていく訳でございますけれども、そういった措置を講じた場合にも、なお、状況変わらない場合においての1つの判断としまして、時効のところを使つての債権放棄というの、1つの選択肢といいますか、そういう形で、盛り込みたいというところでの第6の項の条項でございます。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

はい、了解しました。それで、このことが、履行によってですね、私債権の一番大きな住宅新築資金なるものがあります。これはですね、例えば死亡されとる、あるいは保証人がもう追っていてもいないとか、いろいろなことで、当然落とすことができるわけです。1億数千万あるかと思えますけど、大体、大まかに、このことによって、どのぐらい荷が軽く

なると言いましょうか、金額に落ちることが予想されるわけでしょうか。

●福島議長

住民課長。

●行田住民課長

ただ今の藤原議員の質問ですけど、住宅新築資金は、私債権の中で一番大きなものとなっております。この制度につきましては、昭和41年から美郷町の場合は、平成8年まで貸し付けの実績がございました。全体的なところで申し上げますと、借り入れをされた方のうち93%の方については、もう償還が終わっております。残る7%部分についての収入未済、これが約1億円というところが残ってしまっているわけですが、現在のところ、貸付対象の延べ人数としましては56名の方がおられます。そのうち借り受け人御本人さんが亡くなっておられる方というのがもう41名、そのうち保証人なども全員が亡くなっておられる方が13名とございます。今おっしゃられました時効の10年に関わってくる部分でございますけれども、10年以上、未償還の状態が続いている方というのが、令和2年度末のところ、39名おられます。ここの方々に係る部分での金額としましては、約7800万円という金額となっております。ただし、現在も償還を継続していただいている方もおられまして、この方々は、11名の方の償還は現在も継続的にしていただいております。以上です。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

はい、了解をいたしました。実質的にですね、価値のない債権が決算としてですね、公会計入りましたんで、貸借対照表に、財産計上されとることはですね、実態を正確に表しておりません。そういった意味でですね、私債権管理条例、これを定めてですね、適正に処理していくことは、大変必要なことであり、大切なことだと思います。ただそこにはですね、まじめにこつこつと返済されている方々もおられますんで、そういった方のこともしっかり考えて、対応にあたっていただきたい。このように思います。以上です。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

私債権の中にレストラン使用料というのがありますが、これは、前の何といいますか、一番最初にやっておられた方の債権ですか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問にお答えします。ゴールデンユートピアおおちのレストランのところでございますが、レストラン使用料につきまして、これは2件分でございます。その合計が168万円でございます。こちら、すみません。いつからというところは、すみません。今資料がございません。また回答さしていただければというふうに思います。

●福島議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

これは請求はしておられるんですか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。こちらでございますが、1件につきましては、納付の交渉の方は行ってきておりますが、なかなか納付には至っていないという状況でございます。また、もう1件につきましては、色々と他のところですね、色々と他のところでも、色々な問題というか、債権等があるということで、今現在、状況は確認はちょっと出来ておりませんけれども、裁判等々行われているという情報が入っております。その後につきまして、なかなか情報収集が、行うんですが、なかなか確定した情報が入ってきていないというような状況で、今のところは、確定が出来ていないという状況です。

●福島議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

私がちょうど議員になった時に、ここ家賃が高いんで、安くしてもらうように言うてもらえんだろうかということで、何ぼかな言うたら、1カ月が20万だと言われた。わあ、そりゃあ高いなということで、課長に言うて、当時、大田に灯りという店がありますが、あれが新しくできたのが20万なので、家賃20万ということがあったんで、それは高いなあいうことで、課長に言うたら、そりゃあ安うしたら、こっちの収入が減りますというようなことで、まあ一応、その後16万にされたようですが、その後も、やっぱりそれでやれんということで辞められたというふうに理解しておりますが、これは、払う気はないというような気で行っておられましたんで、その辺はどうかと思って質問しております。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

今のところ、引き続きですね、そういった形で債権として残っておりますので、正式な手続等々を踏みながら、また、交渉の方は、さしていただきたいというふうに思っております。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので議案第55号の質疑を終わります。

続きまして議案第56号について質疑を許します。

質疑のある方はページ数を示してからお願いします。

質疑はありませんか。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

22ページです。説明の03防災拠点整備事業、ごめんなさい。その上ですね、災害対策事業費補助金50万とあります。これは、宅地の裏の土砂の撤去というようなことやに思います。まあ結構最近雨が降ってこういったことで、困っておられる家もあろうかと思えますけど、この事業費のですね、制度設計といいましょうか、何パーセント補助で何ぼ以上の事業費でとか、いろいろ基準もあろうかと思えますけど、その辺のところ、ちょっと詳しくお聞かせください。

●福島議長

総務課長。

●木川総務課長

藤原議員のご質問でございます。災害対策費の補助金50万円につきましては、議員おっしゃるとおり、この度の大雨による裏山が崩壊した後の土砂の撤去補助ということで、50万円を上げさせていただいております。詳しい内容につきましては、今検討中ですが、近隣の市町でも、こういう制度がございますので、それを見ながら制度設計をしていきたいと思えます。今のところちょっと、詳しい資料を手持ちにございませんで、また、説明をさせていただきますと思えます。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

多分ですね、もう来年度以降もこういったことで家の裏がですね、結構崩壊して困るということ、そういったことの中で、かゆいところに手が届くような施策でですね、非常にいいと思うんですけど、しっかりと制度設計していただいてですね、住民の方々に周知していただきたい。それで、今年既に災害に遭っておられる方がおられますけれど、事後申請でもオッケーな訳ですか。事後申請で、その事実があった家も何件かあろうかと思えますけど、これは採択になるわけですね。

●福島議長

総務課長。

●木川総務課長

大変失礼しました。先ほどの制度の件でございますが、今、考えておりますのが3万円を超える場合に、対象経費の2分の1、上限20万円ということを今考えております。遡求につきましても、検討してまいりたいと思っております。

●福島議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

遡求についても検討ということで、いいんじゃないかと思えますけど、これ、例えば自分で頑張って1週間かけて取っちゃった。業者に頼んで、半日で済みましたと。色んなパターンがあろうかと思えますけど、やはり、しっかり業者に頼んで、という正規の手続き、正規の手続きいうのもおかしいけど、そういう手続を踏んでやらなければいけないということだと思うんですけど、状況によってはですね、自分で取らんとですね、次の災害に備えて、あるいは家の利便性から考えて、自分でやらざるを得ないこともあろうかと思うんですよ。そういった場合は、だめなわけですね。

●福島議長

総務課長。

●木川総務課長

藤原議員のご指摘ですが、自力で土砂撤去した場合のことだと思いますが、現在のところを、そういう想定はちょっと考え難いかなというふうに思っておりますが、これも検討課題とさせていただきたいと思えます。

●福島議長

副町長。

●岸本副町長

色んなケースが考えられると思います。確かにやはりあくまでも基本的に補助金を出すということになれば、やはりきちっとした支払いをしていただいた中での、それに対するうちの補助金というところになろうかと思っております。今までも、色んな形がございまして、裏山で土砂が来た。地域の人の皆が手伝って撤去されるというパターンあります。それから平成30年ですか。ボランティアさんがいろいろ来られまして、お手伝いをしていただいてやられたケースもございます。あくまでも金額が発生したものにつきまして、この分は整理をさせていただければと考えております。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

●福島議長

6番、原議員。

●原議員

15ページです。同じです。これのですね、潮温泉の裏の荒廃地を購入されたというふうにお聞きしましたが、この土地購入に関するですね、内訳がもしお教えいただければお願いをしたいと思います。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問でございます。土地購入費ということでございますが、こちらにつきましては、主に宅地、これが2筆ございます。それから畑が3筆、原野が2筆、雑種地が1筆、宅地が3筆ございます。失礼しました。合計で面積で申し上げますと、2803平米という形になっております。土地購入費用として、約507万1000円という形になっております。

●福島議長

6番、原議員。

●原議員

これは通常、町が買収される金額で購入されたという理解でよろしいですか。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

ご質問にお答えします。通常、町の方が購入する金額の方で購入さしていただいております。

●福島議長

他にございませんか。

●福島議長

6番、原議員。

●原議員

24ページをお願いします。社会教育施設費でですね、高畑集会所のトイレの改修というふうに聞いたと思いますけれども、このトイレの改修について、どのような経緯でですね、どういう状態だったものを改修されたのか。お聞きます。

●福島議長

教育課長。

●漆谷教育課長

高畑集会所のトイレにつきましては、以前から浄化槽の方が不備となっておりまして、これをすべて修繕をするというところで、修繕の方法について、今年度調査をしたんですけれども、修繕では、ちょっと間に合わないということで、一括すべてをやり替えなければいけないというふうな話になっております。ですが、今現在、高畑集会所の方の使用の人員の規模を考えますと、現状の浄化槽ではなく、トイレそのものを、どういった方がいいですか、便槽

に変えるという方法にして、少し安価に済むようにしたいと考えております。今現在は、全く使えない状態になっておりまして、使用される方につきましては、大変ご不便をおかけしている状態ですので、早くこれは修繕をしたいと考えております。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第56号の質疑を終わります。

続きまして議案第57号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第57号の質疑を終わります。

続きまして議案第58号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので議案第58号の質疑を終わります。

続きまして議案第59号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので議案第59号の質疑を終わります。

続きまして議案第60号について質疑を許します。

質疑はありませんか。ございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので議案第60号の質疑を終わります。

続きまして議案第61号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので議案第61号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

先ほど質疑を終えた議案第55号から議案第61号までの7件の議案につきましては、
予めお手元に配布しております議案付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが
これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託することに決定いたしました。

それぞれの委員会におかれましては、慎重なご審議のほどよろしく願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は13日月曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前 10時 34分)